

總税企第122号  
令和7年9月12日

各道府県総務部長  
東京都総務・主税局長

} 殿

総務省自治税務局企画課長  
(公印省略)

令和6年（2024年）能登半島地震による被災納税者に対する  
期限の延長について

令和6年（2024年）能登地震による被災納税者に対しては、「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和6年1月9日總税企第2号）において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところですが、国税に関する申告期限等の延長（令和6年1月12日国税庁告示第1号）について、本日付けで国税庁長官より、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項の規定に基づき、石川県の一部の地域における期日の指定（令和7年9月12日国税庁告示第18号）がなされたことを踏まえ、引き続き適切に運営されるようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。  
本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第十八号

号一　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件  
告示で定めることとされていける期日のうち、次に掲げる地域に国税の納稅地を有する者に係るもとのについて、和七年和七月三十日までの間に到来するもとのについて別途国税庁告示第一号（昭和六年一月一日から令和七年九月十二日）ににおいて定めることとする。  
七十年十月三十日まで

国税庁長官

江島

一彦

都道府県名	地城
石川県	鳳珠輪 珠洲島 郡都市 能穴 登水 町町